

郡山市上下水道局告示第4号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき郡山市公共下水道整備事業者選定審議会設置規程を次のように定める。

令和5年8月9日

郡山市上下水道事業管理者 野崎弘志

郡山市公共下水道整備事業者選定審議会設置規程

（設置）

第1条 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第1項第3号の選定に関し、郡山市公共下水道整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌する事務等）

第2条 審議会は別表の地区欄に掲げる地区ごとに郡山市公共下水道整備事業者の候補者を選定し、審議会の庶務は郡山市上下水道局下水道整備課において処理する。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。

別表（第1条、第2条関係）

	地区	対象区域
1	御前南第一地区	御前南土地区画整理事業地区内の公共下水道未供用地区のうち一級河川南川以北の区域
2	御前南第二地区	御前南土地区画整理事業地区内の公共下水道未供用地区のうち一級河川南川以南の区域
3	富田東地区	富田東土地区画整理事業地区内の公共下水道未供用地区の一部区域